

青森県報

第二千八百四十三号

平成十九年
十月十日
(水曜日)

目次

規 則

青森県農業近代化資金利子補給規則の一部を改正する規則 (団体経営) (改善課) …… 一

告 示

家畜商講習会の開催 (畜産課) …… 一

公 告

大規模小売店舗の変更の届出 (経営支援課) …… 二

右 同 (同) …… 三

換地計画の決定 (農村整備課) …… 三

開発行為に関する工事の完了 (建築住宅課) …… 四

収用委員会

公示送達 (監理課) …… 四

規 則

青森県農業近代化資金利子補給規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十九年十月十日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県規則第八十九号

青森県農業近代化資金利子補給規則の一部を改正する規則

青森県農業近代化資金利子補給規則(昭和三十七年三月青森県規則第十三号)の一部を次のように改正する。

第二条の表中「年 〇・五五パーセント」を「年 〇・四五パーセント」に改める。

附 則

- この規則は、公布の日から施行する。
- 改正後の青森県農業近代化資金利子補給規則の規定は、平成十九年九月二十日以後において貸付けのなされる農業近代化資金に係る利子補給金について適用し、同日前に貸付けのなされている農業近代化資金に係る利子補給金については、なお従前の例による。

告 示

青森県告示第七百十六号

家畜商法(昭和二十四年法律第二百八号)第三条第二項第一号の規定により、家畜商講習会を次のとおり開催するので、家畜商法施行令(昭和二十八年政令第二百五十二号)第一条の二第一項の規定により公示する。

平成十九年十月十日

青森県知事 三 村 申 吾

一 開催日時

平成十九年十一月二十一日午前九時から同月二十二日午後五時まで

二 開催場所

青森県民福祉プラザ 青森市中央三丁目二〇の三〇

三 講習科目及び時間数

講習科目及び時間数は、次のとおりとする。ただし、獣医師の免許を受けている者にあつては2及び3について、家畜人工授精師の免許を受けている者にあつては2について受講することを要しない。

- 1 家畜の取引に関する法令 四時間
- 2 家畜の品種及び特徴 四時間
- 3 家畜の悪癖、機能障害及び疾病 六時間
- 四 受講希望者は、受講願書に次に掲げる書類を添えて、平成十九年十一月二日まで
に管轄の地域県民局地域農林水産部の畜産担当課に提出すること。

- 1 三千四百円（獣医師の免許を受けている者にあつては千八百円、家畜人工授精師の免許を受けている者にあつては二千七百六十円）分の青森県収入証紙
- 2 写真（願書提出前六か月以内に撮影したもので、大きさは、縦四センチメートル、横三センチメートルとする。）
- 3 住民票の写し（願書提出前三か月以内に交付を受けたもの）
- 4 獣医師又は家畜人工授精師の免許を受けている者にあつては、当該免許に係る免許証の写し
- 五 その他

- 1 受講願書の用紙は、青森県農林水産部畜産課、各地域県民局地域農林水産部及び市町村役場に備え付けてあるので請求すること。
- 2 受講者は、印鑑及び筆記用具を持参すること。
- 3 その他詳細については、青森県農林水産部畜産課又は各地域県民局地域農林水産部に問い合わせること。

公 告

大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による大規模小売店舗の変更の届出があつたので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により次のとおり公告する。

平成十九年十月十日

青森県知事 三 村 申 吾

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

変更前	変更後	変更年月日
イオン下田ショッピングセンター 上北郡おいらせ町中野平四〇の一	イオンモール下田 上北郡おいらせ町中野平四〇の一	平成 一九・九三

二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

下田タウン株式会社
上北郡おいらせ町中野平四〇の一
代表取締役 西尾徹二

三 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

イオン株式会社
千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目五の一
代表取締役 岡田元也外

四 届出年月日

平成十九年九月二十七日

五 届出書の縦覧

1 場所

青森県商工労働部経営支援課及びおいらせ町役場

2 期間

平成十九年十月十日から平成二十年二月十日まで

3 時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで
ただし、おいらせ町役場にあつては、その執務時間内とする。

六 意見書の提出

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を提出することができる。

1 提出期限

平成二十年二月十日

2 提出先

青森県商工労働部経営支援課

3 記載事項

(一) 意見書の提出者の氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）及び住所

- (一) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称
- (二) 意見及びその理由

4 言語

意見書は、日本語により記載すること。

大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による大規模小売店舗の変更の届出があつたので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により次のとおり公告する。

平成十九年十月十日

青森県知事 三 村 申 吾

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

変更前	イオン柏ショッピングセンター つがる市柏稲盛幾世四一	変更後	イオンモールつがる柏 つがる市柏稲盛幾世四一	変更年月日	平成一九・九・三
-----	-------------------------------	-----	---------------------------	-------	----------

二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

変更前	イオンモール株式会社 千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目五のー 代表取締役 川戸義晴	変更後	イオンモール株式会社 千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目五のー 代表取締役 村上教行	変更年月日	平成一九・三・三
-----	---	-----	---	-------	----------

三 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

イオン株式会社

千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目五のー

代表取締役 岡田元也外

四 届出年月日

平成十九年九月二十七日

五 届出書の縦覧

1 場所

青森県商工労働部経営支援課及びつがる市役所

2 期間

平成十九年十月十日から平成二十年二月十日まで

3 時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで

ただし、つがる市役所にあつては、その執務時間内とする。

六 意見書の提出

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を提出することができる。

1 提出期限

平成二十年二月十日

2 提出先

青森県商工労働部経営支援課

3 記載事項

(一) 意見書の提出者の氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）及び住所

(二) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称

(三) 意見及びその理由

4 言語

意見書は、日本語により記載すること。

換地計画の決定

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第一項の規定により、相内地区の県営土地改良事業に係る換地計画を定めたので、同条第四項において準用する同法第八十七条第五項の規定により公告し、次のとおり縦覧に供する。

平成十九年十月十日

青森県知事 三 村 申 吾

一 縦覧に供する書類

換地計画書の写し

- 二 縦覧の期間
平成十九年十月十一日から同年十一月七日まで
- 三 縦覧の場所
五所川原市役所

開発行為に関する工事の完了

次のとおり開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十二年法律第百号）第三十六条第三項の規定により公告する。

平成十九年十月十日

青森県知事 三 村 申 吾

開発区域（工区）に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）
上北郡野辺地町字二本木四六の一、五の五の六、六一の三、六一の五及び六一の六	北津軽郡板柳町大字灰沼字岩井四六の三四 株式会社 横浜ファーマシー

収 用 委 員 会

公 示 送 達

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第六十六条第三項の規定により裁決書の正本を送達するに当たり、土地収用法施行令（昭和二十六年政令第三百四十二号）第四条第二項の規定によることができないうので、土地収用法施行令第五条第一項の規定により公示送達を行う。

平成十九年十月十日

青森県収用委員会会長 平 田 由 世

- 一 送達すべき裁決書の名称
平成十九年九月二十一日付け裁決書

- 二 送達を受けるべき者
別表のとおり
- 三 送達すべき書類の保管場所
一の裁決書は、青森県国土整備部監理課内において保管しているので、いつでもその交付を受けることができます。
- 四 その他
一の裁決書は、平成十九年十月二十四日をもって送達があったものとみなされま

氏 名	住 所	備 考
川越 隆	大阪府大阪市西成区欽之茶屋2丁目5番23号 釜ヶ崎解放会館	住民票記載

別表 送達を受けるべき者

(発行所・発行人) 青森市長島一丁目一番一号 青 森 県	(印刷所・販売人) 青森市第一問屋町一丁目番七七号 東奥印刷株式会社	毎週月・水・金曜日発行 定価小口一枚二付十五円一銭
------------------------------------	--	------------------------------